

北朝墓誌の作製と中央省官の関連性

—中書舍人常景を端緒として—

東 賢 司

はじめに

従来、北朝の墓誌銘の撰文者については、家族・友人および史臣によるものが多いとされているが、^(注一)史書に記述があるものが少ないために、十分な検証が行われているとは言いがたい。

北魏の漢族官僚に常景という人物がいた。『魏書』の記述からは、若くから論語・毛詩に通じ、官吏に登用され、世宗皇帝の命により碑銘を作成したこと等が確認できる。晩年まで、禁中への出入りを許され、皇帝の詔書を作成する職務等を担当したと思われる。

北朝時代の墓誌銘を検索すると、常景が銘を作成したものが二件認められる。その一つは、「統慈慶（王鍾兒）墓誌銘」（北魏・正光五年五月十八日、西暦五二四年作）^(注二)、二件目は「元鷲墓誌銘」（東魏・興和三年十月二十日、西暦五四一年作）である。銘文の記述を検討すると、常景はそれぞれ別の立場から作銘を行っていることがわかる。前者は「中書舍人」という官僚（史臣）としてであり、後者は「友人」としてである。

二件の墓誌銘中には、墓主の生涯の記録が残されているが、『魏書』常景伝と比較すると、両者の接点ではないかと疑われる記述がある。その接点とは、「省」という北魏の行政組織の職務を通じて知己になった可能性のことである。後述するが、北魏の官職体系を整理してみると、中書省などの中央省の官僚との繋がりが認められる墓主が多い。中書省の主要な任務としては詔書の起草があるが、皇帝の側近くに控えることから、皇帝の意思を承り機密を管理することによりその地位を高めていった。省内には複数の階級があるが、登用に際しては、孝文帝が「（中書監）職典文詞」（『魏書』高閭伝）

と言ったように、経学的文学的な教養が重んじられていた。ところで、中書省には、皇帝の命を受けて墓誌銘の作成を行うという役割が課せられていた可能性はなかったのだろうか。というのも、北魏を中心とする北朝時代には、墓誌の数量はそれ以前の時代と比較して爆発的とも言える件数が作られたものの、必ずしも当時亡くなった人全員に作成されるものではなかった。これは支配者であり経済的にも余裕があると思われる元氏においても言えることであるが、漢族においては更に差が大きい。従来、このような偏りは未発掘あるいは部族間での流行の取捨による差違ではないかと推測していたが、常景の事を調査するうちに、他の可能性があるのでないかと考えるようになった。その理由としては、漢代以降整備されてきた「省」という組織内で墓誌作製が見られる事があげられる。例えば北魏では、尚書・門下・中書・秘書・集書の五つの省があり^(注三)、その中には定められた定員の官吏が配置されていた。これらの中でも墓誌が見られるのは、中書省と門下省に関連する人物である^(注四)。

北朝時代には銘文の確認できる墓誌だけでも一千件以上ある。それから考えると、割合はわずか数パーセントであるが、北朝の官僚組織の一つであり、皇帝の内庭にあった機関での職務上の繋がりが契機となり、墓誌の作製を加速させた可能性はないだろうか。

この研究では、常景と北朝の中央省の職官を手がかりとして、職務を通じて広がった人的な繋がりと墓誌作製の関連性について検討することとする^(注四)。

一 墓主と常景の関係

常景の字は永昌、河内出身である。北朝墓誌銘中に常景の名が見られるのは、二件のみであるが、史書には多くの記録が残されている。最高官位も従一品（儀同三司）と高い。常景には幼くから文学の才能があったためか、文書的な能力が必要な多くの官職に任命されている。常景が作った墓誌銘は、二件のみが確認できる。それらの情報をまとめてみると以下のようになる。

A 統慈慶（王鍾兒）墓誌

作製年…北魏 正光五年五月十八日（五二四）

墓主…統慈慶（俗姓 王鍾兒）

性別…女性

出身…太原祁人

夫…恒農 楊興宗（予州主簿行南頓太守）

卒年月日…正光五年五月七日

享年…八十六

埋葬年月日…正光五年五月一日

その他…中給事中王紹が喪事を監督する

史臣に命じて銘を作り之を誌す

征虜將軍中散大夫領中書舍人常景文、李寧民書

B 元鷲墓誌

作製年…東魏 興和三年十月二十二日（五四一）

墓主…元鷲、字は孔雀

性別…男性

主な履歴…太和廿年給事中、熙平元年、除散騎常侍、正光詔除金

紫光祿大夫、建義元年儀同三司、普泰元年侍中

卒年月日…興和三年六月九日

享年…六十九

埋葬年月日…興和三年十月二十二日

その他…「監護事」との記述がある

友人車騎大將軍秘書監常景…金石を鐫し誌を為す

Aの統慈慶墓誌銘中に記録がある官職と常景の伝を比較してみると、Aの記載の「征虜將軍」は、伝には記録がない。次にAの「中散大夫」は、伝では正光初（五二〇年）の任官、Aの「中書舍人」は、伝によると中散大夫就任以前の延昌初（五一二年）から神龜二年（五一九年）の任官であると推測できる。また墓主の卒葬年は、正光五年（五二四年）であるので、おそらく同年に銘を作成したと想像される。結果として墓誌銘の記述と『魏書』の記述は矛盾は感じない。

また、B元鷲墓誌銘に記載される「車騎大將軍」「秘書監」については、普泰初（五三一年）の任官である。一方、墓誌銘の卒葬年は、東魏の興和三年（五四一年）であるので十年の差がある。『魏書』では、秘書監等の歴任後には「監護事」（永熙二年、五三三年）、「本將軍」「儀同三司」（天平初、五三四年以後）となっている。史書の記述が正確であれば、墓誌に記載する官位としては、「儀同三司」の官位がふさわしいと思われるが、それを記載しなかったのは、元鷲という北魏の宗室一族の埋葬という意識があったのではないだろうか。常景自身にも「北魏の官吏」あるいは「北魏人」という意識があり、東魏時期のより高い官位を避け、北魏の最終的な身分を記載したのかもしれない。

注目しておきたい官職は他にもある。中書舍人と秘書監である。『魏書』官氏志所収の太和後令では、「中書舍人」は六品、「秘書監」は三品である。これらの官位は、常景の履歴の中でも長期にわたって務めているが、特に中書舍人については、常景がこの任にあたっていた肅宗孝明帝のころは皇帝直属の秘書機構となり、中書省の上司である中書令や中書侍郎を凌ぐ力を有していた^{（注五）}。

次に常景と墓主二人の関係についてまとめてみる。A統慈慶については、墓主との直接的な関係はないようである。墓誌銘から確認できるのは、中給事中の王紹が葬儀を監督し、皇帝からの贈物を持参した^{（注六）}。また、「史臣」に命じて「銘」を作らせた。ここでの史臣とは常景のことであり、銘とは、墓誌銘の後半に刻まれる四言詩であろう。とすると、前半の経歴等の記録部分は、常景の作ではない可能性もある。

また『魏書』高涼王伝によると、Bの元鷲は河陰の変の時に首謀者の

爾朱榮とともに高塚から殺戮を眺めていた。事変後は急激に高位に昇っている。常景は、その元鷲と友人関係にあったことにより、銘文を作成したが、文末に「誌を為す」とあることから、銘文全体を作成したのかもしれない。

他にも墓誌には重要な情報がある。Aは皇帝の命により「征虜將軍、中散大夫、中書舍人の常景が文を作った」、Bは「友人の車騎大將軍、秘書監の常景が金石を刻み誌を作った」と刻されることである。

Aの記述に関しては、「征虜將軍」は、軍事の職であり、史書から読み取る常景の中心的な職掌ではない。次の「中散大夫」は、『中国歴代官制大辞典』によると、定員はなく、顧問の応対を司り、通常の業務はなく、詔令によって使われたことがわかる^(注七)。残る「中書舍人」は、太和後令では最も官位が低い(六品)、北魏末期には舍人省として独立し、「中書侍郎」と同じ権限を持っていたと思われる。『魏書』恩倖・徐紘伝に「俄かに給事黃門侍郎に遷し、仍お舍人を領す。中書・門下の事を総接し、軍国の詔命はこれに由らざるなし。時に急速あれば、教友をして筆を執らしめ、或いは行或いは臥、人別に之を占し、造次俱に成りて、事理を失わず、雅裁無しと雖も、亦た情を通ずるべし。時に黃門侍郎太原の王遵業、琅雅の王誦は並びに文学を称さるるも、亦た紘の為に筆を乗り、其の指授を求むるを免がれず。」とあって、徐紘が詔命を作成していたことが読み取れる。門下省については後述する。

『魏書』常景伝によると、常景はこの官職を長期にわたり勤めており、能力的に高いので、皇帝の側近として重宝にされたのであろう。

また、葬礼に関する職掌は数例ではあるが見いだすことができる。先に「監護喪事」について検討した際、皇帝の命を受けて葬儀に派遣されるのは、大鴻臚に関わる人物が多いが、時には中書舍人が派遣されることもあった。『魏書』景穆十二王伝の城陽王長寿伝には「正始二年薨ず、時に年三十八。帛六百匹を贈る。中書舍人の王雲宣に詔して旨し、弔に臨ましむ」とあり、孝明帝が元鷲の死に対して中書舍人を派遣した記述がある。また、『魏書』高崇伝には「九月、太尉長史に除せら

れ、中書舍人に領す。母の憂に遭い職を去り、(孝莊)帝は中書舍人の温子昇に令じ、宅に就き弔慰せしむ」とある。この二件の伝については、『魏書』前者の王雲宣は素性がわからないが、後者の温子昇については、『魏書』高崇伝に「謙之(高恭之の兄)は袁翻、常景、酈道元、温子昇の徒と咸な款舊を申す」という記載がある。これらの者は文学的才能に秀でた者達であり、また、常景が墓誌銘を作っていることから、温子昇も作銘の役割を果たした可能性があろう。また傍証にはなるが、Aの墓誌銘中には「王鍾兒は文昭皇太后と同生のようであった」という記載がある。文昭皇太后は高肇の妹であるが、この高肇は、宣武帝に進言し元禧を殺させている。元禧を殺した一人はBの元鷲である。また、高肇の子の高植は、肅宗 孝明帝から敬宗 孝莊帝の治政頃に活躍しており、「中書侍郎」となっている。常景もこのころ最も活躍しており、中書省を通じた知人であった関係性は考えられる。このことを考慮して、文才に秀でた常景に作銘を命じたのかもしれない。

Bの記述に関しては、常景の官職の一つとして記載される車騎大將軍は、車騎將軍の誤りと思われる。『魏書』に「本の將軍」という記載があるが、これは車騎將軍のことである。車騎將軍は、太和後令で二品に当たる高官であるが、中心的な職掌ではない。次に「秘書監」であるが、位こそ三品と車騎將軍よりも低い(職掌から考えてこちらが本務であったと想像できる)。このことから常景晩年の普泰元年(五三一年二月〜十月)には、中心的な職務は、中書省を離れ秘書省に移動していたと思われる。

また、それ以前に、Bに関しては、墓主の元鷲と友人関係にあることが注目される。この友人関係がどのように築かれたのかを考えると、二つの可能性がある。第一は、同じ官職であるものが見られ、接点ができただけはないかという推測である。それは、元鷲が神龜年間中に「銀青光祿大夫」、正光中に「金紫光祿大夫」であったが、常景も「光祿大夫」であることと、両者ともに「散騎常侍」であったことの二点である。前者については、窪添慶文氏が、北朝において光祿大夫は將軍号とセットになっていたという指摘をしている^(注八)。元鷲においても、銀青光祿大

夫であった時には、「武衛將軍」でもあったことが確認できる。金紫光祿大夫であった時には、一年遅れであるが「撫軍將軍」に任じられている。あくまでも將軍職が中心であり、「光祿大夫」についての特別の職務は見いだせない。

ところで、常景が光祿大夫であったときは二度ある。一度目の光祿大夫の時は、孝昌年間以降と推定でき、更に、杜洛周にとらわれの身となっていた時期である。二度目の右光祿大夫は普泰年間であるので、接触の可能性は否定できない。ただし、『魏書』高涼王孤伝に、侍中の高岳の宴席において咸陽王の元坦が、なぜ華山王になれたのかと嫌みを言ったところ、元鷲は「謀反人の元禧の首をはねたからだ」と即答したとの記述がある。元禧は元坦の前の咸陽王であったので、周囲が失色してしまっただろうが、このような逸話を見ても、文学的な常景とは友人となる可能性はないように思われる。

後者の「散騎常侍」については『魏書』官氏志に以下の文書がある。建國二年、初めて左右近侍の職を置く。常員無し。或いは百数に至る。禁中に侍直し、詔命を伝宣せしむ。皆な取諸部大人及び豪族良家の子弟にして儀貌端嚴、機弁才幹なる者選に応ぜしむ。又た内侍長四人を置く。顧問を主り、拾遺應對す。今の侍中、散騎常侍の若きものなり。

元鷲がこの官職であったのは、熙平元年（五一六年）であるのに対し、常景は孝昌年間（五二五年）になってからである。直接的な繋がりは見出せない。

友人関係が築かれたと予想される第二の接点としては、杜洛周・葛榮の反乱および、河陰の変後の時期である。河陰の変の時に、元鷲は首謀者である爾朱榮と行動を共にしていた。『魏書』高涼王孤伝には

武泰元年、爾朱榮、河陰に至り、朝士を殺戮す。鷲は榮と共に高冢に登りて之を觀、此より後に榮と合す。

とある。永安二年（五二九年）以降、官位が飛躍的に高くなるのは、これによるものであろう。

一方の常景であるが、『魏書』常景伝や他の記録を合わせて推察する

と、河陰の変が起こった武泰元年（五二八年）四月には常景は杜洛周を破った葛榮に捕らえられており、九月に爾朱榮が葛榮を破るまでは、洛陽にはいなかったことが確認できる。常景伝には「洛周尋いで葛榮の呑む所となり、景又た榮に入る。榮破り、景朝に還るを得。」と簡単な記述しかないが、洛陽で再び官吏となつて活躍するのは永安一年（五二八年九月以降）からであるので、常景と元鷲は互いに爾朱榮に仕える者となり、その関係から永安年間以降に交流が生まれた可能性が高いように思われる。となると、「秘書監」であるというよりも、やはり「友人」である常景が墓誌銘を作成した色合いが強いのであろう。

常景作の墓誌銘は、一つは皇帝側近の役人として、一つは友人として作成されたものであるが、きっかけとしては、両者ともに官吏を通しての繋がりの可能性が高いことが確認できた。そこで章を改めて、常景が経験した官職と墓誌の作製の関連性について検討を行いたい。

二 中書省、門下省、秘書省と墓誌作製の関連性

中書省や門下省は君主の意思を把握し、詔書の起草を中心的な業務とする機関である。また、秘書省とは、『魏書』孫惠蔚伝に「四門博士及び在京の儒生四十人に令じて、秘書省に在りて精を専らにして校考し、字義を參定す」とあり、『北史』刑蠻伝に「秘書監常景と典儀注事」とあることから、歴史や儀式等に関する書物を担当していることがわかる。墓誌銘や史書に記載される官職を点検していると、明確な職務区分をしているのかと疑うものもある。ほとんどの墓誌銘に記載がある贈官の伝達も先に触れた大鴻臚だけではなく、全く別の役職についているものが朝廷から派遣されていることもある。A 統慈慶墓誌銘に記載される常景の官職である中書舍人にしても、北魏の孝文帝以来の機構の再編に伴い、皇帝の意思伝達者から皇帝の親近の官となつたが、職務は多様を極める。墓誌銘の作成については明確な規定はないものの、能力の高いものが拔擢されてその任務にあつた可能性はないだろうか。もし、対象とする官職に墓誌銘作成との関連性が見られれば、墓誌作製の偏りを解明する手がかりになる可能性もある。

墓誌銘の撰文者については、従来から①友人②史臣③家族等の指摘があるが、個別の墓誌銘から情報を抽出したものを分類する手法を取っている^(注九)。これは、直接的な分析では墓誌銘から得られる作者の情報量が少なく、それ以上の考察ができないことによる大きい。そこで従来の手法に加え、常景が歴任した官職やその母体である省に注目し、墓誌作製の手がかりを追うことにした。その具体としては、中書省とその関係の深い門下省、また秘書省の官吏経験者で、墓誌を作製している人物を調査した。官職ではなく省を対象とするのは、それぞれの省の設置目的や職務内容の共通性が明確であり、より広範なデータを得ることが可能だと思われるからである。

常景が歴任した秘書監は、秘書省の長官であり、三品(太和後令)という上級官であるが、中書舎人は、六品下(太和後令)である。しかし、鄭欽仁氏が「北魏の後期には舎人省が設置され、中書舎人が草制を専らにして中書監令の職権を奪っていた」と指摘しているように^(注七)、舎人省の存在は中書舎人の立場を一変させた。ではまず、墓主から中書省の諸官を歴任した者を抽出するが、表一ではそれらを太字にして示す。

表一 中書省勤務の経験のある者の墓誌に見られる官職名

墓主	主な官職歴
元欽	司徒右長史 尚書吏部郎中 散騎常侍 給事黃門侍郎 大鴻臚卿 度支尚書 大宗正卿 七兵尚書 金紫光祿大夫 中書監 尚書右僕射 儀同三司 侍中 尚書左僕射
王紹	員外散騎常侍 中書侍郎
□光	中書侍郎
元暉	中書郎 給事黃門侍郎 吏部尚書 散騎常侍 左光祿大夫
高猛	散騎常侍 金紫光祿大夫 中書令 殿中尚書
劉道斌	校書郎 給事中 歩兵校尉 中書舎人 太中大夫
元子直	散騎郎 中書侍郎 通直常侍 黃門侍郎
賈思伯	中書郎 鵬臚少卿 給事黃門侍郎 殿中尚書
李頤	秘書郎 中書侍郎

劉昭	中書侍郎 国子祭酒
元淵	給事中 通直郎 中書侍郎 秘書監 殿中尚書 儀同三司 尚書僕射
元暉	中書侍郎 給事黃門侍郎 銀青光祿大夫
元湛	秘書著作佐郎 中書侍郎 通直散騎常侍 廷尉少卿
元子正	散騎侍郎 中書 太常少卿 尚書令
元誕	散騎侍郎 通直 中書侍郎 給事黃門侍郎 散騎常侍 侍中 黃門常侍 儀同三司
元欽	尚書吏部郎 中散騎常侍 大鴻臚卿 度支尚書 金紫光祿大夫
王翊	中書監 尚書右僕射 尚書左僕射 左光祿大夫 司空
元誨	秘書郎中 中書侍郎 散騎常侍 銀青光祿大夫 散騎常侍
張玄	散騎侍郎 通直常侍 太常少卿 散騎常侍 中書監 左光祿大夫 尚書左僕射
穆紹	中書侍郎 太子舎人 散騎常侍 秘書監 光祿勳卿 太常卿 中書令 殿中尚書 左光祿大夫 散騎常侍 儀同三司
薛孝通	中書舎人 中書侍郎 (『魏書』薛弁伝)
元延明	散騎常侍 廷尉卿 給事黃門侍郎 秘書監 中書令 国子祭酒
元頊	尚書右僕射 儀同三司 尚書令 大司馬
元顥	中書郎 給事黃門侍郎 左光祿大夫 中書監 尚書左僕射
元恭	中書舎人 (『魏書』薛弁伝) 通直散騎常侍 光祿大夫 散騎常侍 都官尚書 左僕射 尚書右僕射 儀同三司 開府儀同三司 太傅
楊仲宣	中書侍郎 尚書左僕射
楊昱	中書舎人 通直郎 中書侍郎 散騎常侍 金紫光祿大夫
邢巒	給事中 中書舎人 中書侍郎 給事黃門侍郎 散騎常侍 司空
元鑽遠	中書侍郎 員外散騎侍郎 中書侍郎 (不拜)
元玕	秘書郎中 中書舎人 司徒府從事中郎 太中大夫
張滿	太中大夫 中書令 右光祿大夫 散騎常侍
李彬	中書侍郎 通直散騎常侍 金紫光祿大夫 左光祿大夫

李挺	中書侍郎 太常少卿 大司農卿 散騎常侍 殿中尚書 中書監
元悰	吏部尚書 右光祿大夫 中書侍郎 金紫光祿大夫 左光祿大夫 録尚書事 司州牧 開府儀同三司
李騫	中散大夫 太中大夫 通直常侍 典儀注 中書舍人 散騎常侍 中書 給事黃門侍郎
司馬	中書舍人 給事黃門侍郎 散騎常侍 金紫光祿大夫 左光祿大夫
遵業	尚書右僕射 儀同三司 尚書左僕射 尚書令
石信	通直散騎常侍 開府儀道三司 中書令 尚書左僕射 銀青光祿大夫 金紫光祿大夫 儀同三司 中書監 (贈官)
封子繪	秘書郎中 散騎常侍 通直 中書舍人 光祿大夫 通直常侍 黃門侍郎 右光祿大夫 散騎常侍 司農大卿 都官尚書 儀同三司
張海翼	中書舍人 員外常侍
趙道徳	中散大夫 太中大夫 中書令 儀同三司
崔昂	給事中 尚書左丞 度支尚書 散騎常侍 大司農卿 中書令 尚書右僕射 光祿勳 太常卿 儀同三司 御史中丞
韓裔	給事中 中散大夫 銀青光祿大夫 儀同三司 中書監 (贈官)
堯峻	開府參軍事 開府議同三司、中書監 (贈官)
封孝琰	秘書郎中 太子舍人 中書舍人 秘書丞 散騎常侍 中書侍郎 通直散騎常侍 散騎常侍 尚書左丞 門下事
雲榮	中散大夫 儀同三司 開府儀同三司、中書令 (贈官)
穆子寧	諫議大夫 儀同三司 開府儀同三司、中書監 (贈官)
徐之才	員外散騎常侍 通直散騎常侍 銀青光祿大夫 散騎常侍 金紫光祿大夫 秘書監 儀同三司 中書監 左光祿大夫 開府儀同三司 中書監判 吏部尚書事 尚書右僕射 左僕射 尚書左僕射 尚書令 太子太師

この表は、墓誌の残されている人名と代表的な官職を抜き出している。四八名の官職を連ねることができたが、①中書舍人等の中書省経験者は、

⑭	⑬	⑫	⑪	⑩	⑨	⑧	⑦	⑥	⑤	④	③	②	①
韋鴻	司馬仲明	李騫	李順	封懿	崔逞	穆觀	崔徽	元頊	元泰	元暉業	元恒	邢子才	胡國珍
中書舍人	中書舍人	中書舍人	中書侍郎	中書令	中書令	中書	中書侍郎	中書郎	中書侍郎	中書監	中書監	中書侍郎	中書監
★韋彪	★司馬元興	★李稚廉	★李騫 ★李憲 ★李希宗 ★李希礼 △崔敬邕	★封子繪 ★封孝琰 ★封延之	★崔隆宗女	★穆亮 ★穆紹	★崔賓媛	☆元頊 ★元顥	★元端 ★元子正 ★元誕	★元定	★元悰	赫連子悦	元昭

表二 中書省勤務の経験のある者と周辺の墓誌

墓誌を作製している者が多い、②中書侍郎、中書舍人等の重要なポストを比較的早期に経験する例が見られる、③中書侍郎と中書舍人の両方を歴任する者は少ない、等がわかる。また、中書舍人を経験した人物十二名中、十名が元氏以外の漢族などの人物であり、文学に精通していたことも確認できる。中書舍人には「文士」が多いことについては、常景との交流から具体例を挙げて後述する(注十二)。

さて、墓誌銘との関係であるが、中書省の諸官を経験したものが墓誌を作るという傾向を読み取ることはできる。ただ墓誌は、当人(墓主)が作製を行うことはない、その子供や一族などの墓誌作製状況を確認する必要はある。そこで、『魏書』等の史書から中書省の官吏を抜き出し、一族などの周辺の人物に墓誌が見られるか調査した。

⑮	李孝貞	中書舍人	★李憲 ★李騫 ★李希宗 ★李希礼 △崔敬邕
⑯	刁纂	中書侍郎	★刁遵
⑰	韋真喜	中書侍郎	★韋彘 ★韋孝寬 ★韋彪
⑱	盧道裕	中書侍郎	△李媛華
⑲	盧玄	中書侍郎	★盧子真夫人李氏
⑳	崔鑒	中書侍郎	△李憲
㉑	胡方回	中書侍郎	★胡頭明
㉒	李祥	中書侍郎	△盧令媛
㉓	劉芳	中書令	★劉懿
㉔	鄭羲	中書令	△李媛華 ★鄭道忠
㉕	鄭道昭	中書侍郎	△李媛華 ★鄭道忠
㉖	崔挙	中書侍郎	△崔寶媛
㉗	王紹	中書侍郎	★王孝康
㉘	楊昱	中書侍郎	☆楊昱 ★楊孝邕 ★楊順 ★楊仲宣 ★楊津
㉙	邢巒	中書侍郎	☆楊遁 ★楊鈞 ★楊穆 ★楊俊
㉚	李獎	中書侍郎	☆邢巒 ★邢宴 ★邢偉
㉛	崔亮	中書侍郎	王誦 △趙超宗妻王氏
㉜	崔光	中書監	王温 朱岱林 ★崔芷繁
㉝	裴延備	中書令	△李媛華
㉞	袁翻	中書令	★裴良
㉟	馮熙	中書監	崔混墓誌
㊱	高植	中書侍郎	△李媛華 ★馮季華
㊲	赫連仲章	中書舍人	☆高植 ★高琨 ★赫連子悅

中書省に關係する本人、その一族や關係者に墓誌があるかどうかを確
認した。結果として、三八名の中書省経験者に多数の墓誌があることが

(☆は本人、★は一族内の人物、△は婚姻)

わかった。表中に印のついていないものの關係を簡単に示すと、①胡國
珍が雍州刺史とし、後の父となる、②赫連子悦が邢子才・魏收と新令を
議撰する、③李獎が王誦墓誌の銘を作る、④は趙祖悦が反乱を起こした
ときに王温と崔亮が討伐をした、朱岱林は崔光韶・賈思伯と四子七賢の
交を結んだ、⑤袁翻と崔混は友人、という關係である。

この表は、表一を補完するために作成したものであるが、中書省とい
う組織に關係した人物の周辺でも、多くの墓誌が作製されたことは確認
することができた。特に、本人の官職が「中書侍郎」あるいは「中書監」
であるものがこの表の過半数を占めている。「中書舍人」に限定すると、
五例しか拾い上げることはできず、また、周辺にそれほどの墓誌作製が
行われていないという事実も確認できた。これについては後述するよう
に、この時代には「中書舍人」から「給事黄門侍郎」という遷官コース
ができるので、門下省での墓誌作製の広がりもあわせて見る必要がある。

続いて、門下省について考察を行いたい。墓誌銘から「門下省」の勤
務経験のある者を抽出すると、表三のようなになる。調査の対象にしたの
は、この省の中心的な職官である「給事黄門侍郎」と「黄門侍郎」であ
る。合計二〇名の門下省経験者を抜き出すことができた。

表三 門下省勤務の経験のある者の墓誌に見られる官職名

墓主	主な官職歴
羊祉	給事黄門侍郎 光祿大夫
元暉	中書郎 給事黄門侍郎 侍中 吏部尚書 散騎常侍 左光祿大夫
元頭魏	員外散騎常侍 給事中 司徒掾
元熙	秘書郎中 給事中 太常少卿 給事黄門侍郎 光祿勳卿 黄門郎
賈思伯	秘書監
崔鴻	中書郎 鵬臚少卿 給事黄門侍郎 殿中尚書 員外散騎侍郎 尚書三公郎中 員外常侍 中散大夫 散騎常侍
元頊	黄門侍郎 員外散騎常侍 給事黄門侍郎 侍中 国子祭酒 中書郎 給事黄門侍郎 左光祿大夫 中書監 侍中 尚書左僕射

元誕	散騎侍郎 通直 中書侍郎 給事黃門侍郎 散騎常侍 侍中 黃門常侍 儀同三司
王誦	員外散騎侍郎 通直散騎常侍 光祿大夫 散騎常侍 秘書監 度支尚書 光祿大夫 給事黃門侍郎 金紫光祿大夫
元欽	左中郎將 尚書吏部郎中 散騎常侍 給事黃門侍郎 大鴻臚卿 度支尚書 金紫光祿大夫 中書監 尚書右僕射 尚書左僕射 儀同三司 侍中 左光祿大夫 司空
元延明	散騎常侍 廷尉卿 給事黃門侍郎 秘書監 中書令 國子祭酒 尚書右僕射 儀同三司 尚書令 大司馬
楊昱	給事中 中書舍人 中書侍郎 給事黃門侍郎 侍中 散騎常侍 司空
閻伯昇	散騎侍郎 諫議大夫 給事黃門侍郎 大鴻臚卿 散騎常侍
邢宴	太学博士 給事中 尚書吏部郎中 給事黃門侍郎 太中大夫
元湛	散騎郎 通直散騎常侍 給事黃門侍郎 侍中
楊儉	員外散騎侍郎 黃門侍郎 太府少卿 散騎常侍 金紫光祿大夫 散騎常侍 儀同三司
李騫	中散大夫 太中大夫 通直常侍 典儀注 中書舍人 散騎常侍
司馬遵業	中書 給事黃門侍郎 中書舍人 給事黃門侍郎 散騎常侍 金紫光祿大夫 左光祿大夫 尚書右僕射 儀同三司 尚書左僕射 尚書令 太尉
封子繪	秘書郎中 散騎常侍 通直 中書舍人 光祿大夫 通直常侍 黃門侍郎 右光祿大夫 散騎常侍 司農大卿 都官尚書 儀同三司

門下省に関しては、常景作の墓誌銘には記述がないが、孝文帝の治世下で門下録事となり、孝明帝の孝昌初め（五二五年）に給事黃門侍郎となった。この時には、舍人（中書舍人）も兼務している。常景が給事黃門侍郎になったときは、統慈慶墓誌銘が作られた時期にも近く、関連性が見いだせる可能性も高い。

この門下については、『北史』陽休之伝に「武定二年、中書侍郎に徐せらる。これより先、中書は専ら論言を主る。魏の宣武帝已来、事は門

下に移るも、ここに至って詔を発するは旧に依る」とあり、洛陽遷都後の宣武帝の治世から、少なくとも東魏武定年間までは、中書に変わって門下が詔勅を行っていたことがわかる。

また、『魏書』恩倖・徐紇伝には「俄かに給事黃門侍郎に遷り、仍お舍人を領す。中書・門下の事を総撰し、軍国の詔命はこれによらざるなし。」とあり、同表翻伝には「孝昌中、安南將軍・中書令に除せられ、給事黃門侍郎を領す。徐紇と俱に門下に在り、並びに文翰を掌る」とあって、孝明帝の治世頃には、中書と門下が一体となって草制を行っていたことが想像できる。

常景も経験した中書省の官職（特に中書侍郎）から門下省（給事黃門侍郎）への移動は、北朝末期には典型的な遷転コースとされていたようである。榎本あゆみ氏は、北齊時代の任官について、

一旦こうした遷官コースが定着すると、新興の成り上がり人士とその家族にとつてこのコースに乗る事は熱望の的となる。特別な才がなく蔭によつて舍人となった人士はこうした背景の中で登場したと思われる。…（中略）…舍人の本官化と兩侍郎への遷官コースの定着は、舍人と兩侍郎の地位をシステムとして関連づけていると言える。舍人の本官化とこの遷官コースの定着は、舍人に就官しその地位を實質的に高めてきた寒士・寒人の身分の上昇・門閥主義的身分制打破への志向を根源的エネルギーとして生じた。

と指摘しているが、既に北魏の時期からこのような形は見ることができ（註十二）、表一あるいは表三からその移動をみてみると、墓誌を作製する元暉、賈思伯、元誕等、複数の人物にもその移動は見られる。

次に、中書省と同じように、墓主の周辺の人物について墓誌作製の広がりが見られるかどうか、史書と墓誌を比較してみたい。

表四 門下省勤務の経験のある者と周辺の墓誌

①	元略	給事黃門侍郎	☆元略	★元熙	★元誘	★元纂	★元廠	★元暉
②	元昭	黃門郎	★馮氏	★薛伯徽	☆元昭	★元誕	★元暉	★馮豈妻

⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	㉚	㉛	㉜	㉝	㉞	㉟	㊱	㊲	㊳	㊴	㊵	㊶	㊷	㊸	㊹	㊺	㊻	㊼	㊽	㊾	㊿
韓麒麟	楊侃	崔季舒	崔巨倫	鄭懿	劉禱	盧淵	韋禎	源雍	李韶	李騫	李順	封懿	娥清	穆弼	元子直	元頊	元誕	元延明	元熙	元紀	元順	元昭業	元彧	元爽	徐紇					
給事黃門侍郎	給事黃門侍郎	給事黃門侍郎	黃門侍郎	給事黃門侍郎	給事黃門侍郎	給事黃門侍郎	給事黃門侍郎	給事黃門侍郎	給事黃門侍郎	給事黃門侍郎	黃門侍郎	給事黃門侍郎	給事黃門侍郎	黃門	給事黃門侍郎	給事黃門侍郎	給事黃門侍郎	給事黃門侍郎	著作佐郎	給事黃門侍郎	給事黃門侍郎	給事黃門侍郎	給事黃門侍郎	黃門郎						
★韓頭宗	★楊通 ★楊鈞 ★楊穆 ★楊儉	★楊昱 ★楊孝邕 ★楊順 ★楊仲宣 ★楊津	△李憲 ★崔宣燮 ★崔宣靖 ★崔昂	★崔賓媛	★鄭道忠	★盧令媛 △李憲	★韋彧 ★韋孝寬 ★韋彪	☆源延伯 ☆源剛	☆李蕤 ☆李豔華 ☆趙超宗妻王氏	☆李騫 ★李希宗 △崔敬邕 ★李稚廉	★李憲 ★李騫 ★李希宗 ★李希礼 △崔敬邕 ★李稚廉	★封子繪 ★封孝琰 ★封延之	★韓震	★穆亮 ★穆紹	☆元子直 ★元文 ★寧陵公主	☆元頊 ★元顯	☆元誕 ★元端 ★元子正	☆元延明 ★元貴妃 ★元容 ★元子邃	★元義華 ★元暉	☆元熙 ★元誘 ★元略 ★元纂 ★元廠	★元嵩 ★元順 ★王令媛	☆元順 ★元彝 ★王令媛	★元鑽遠	☆元彧 ★元秀	☆元爽 ★元乂	朱岱林				

㉑	㉒	㉓
楊昱	邢巒	崔休
給事黃門侍郎	黃門郎	給事黃門侍郎
☆楊昱 ★楊孝邕 ★楊順 ★楊仲宣 ★楊津	☆邢巒 ★邢宴 ★邢偉	△李媛華

(☆は本人、★は一族内の人物、△は婚姻)

全員で三一一名、関連する墓誌も多数あり、中書省と匹敵している。中央省の一部で墓誌作製の習慣が広まっていたとすれば、その文章の才能からこれらの人物が撰文に関わった可能性もある。実際に㉔崔巨倫は、崔賓媛墓誌銘の作者である。中書省と重なる人物も見られることから、表中には墓誌銘の作成を行っていた人物が含まれると予想している。

中書省から門下省に移動した、あるいは門下省から中書省に移動した人物は五名いるが、周辺の墓誌の数量をみると元頊が二件、封懿が三件、李順が六件、楊昱が九件、邢巒が三件あり、元頊を除いていずれも漢族である。

また、中書、門下と同じように、秘書省においても墓誌のある本人の経歴と、史書から抜き出した秘書省経験者の周辺に墓誌が見られるかを確認した。紙面の都合で表は省略するが、前者については三二名を抽出でき、他省と遜色はない。ただ、それが周辺にまで広がっているかを見てみると、中書省や門下と比べて数量が少ないことがわかった。特に元姓の墓誌を除いてみると重複が目立ち、漢族の中では十分に墓誌が一族に拡大していない可能性を示している。

四 常景と碑銘・墓誌銘

『魏書』常景伝に記載されるように、常景自身、北魏の正光年間頃に護軍將軍の高頭が卒した時に碑銘を作成したことが記録されている。常景の官吏としての経験から培われた人脈と墓誌作製は繋がっているのであらうか。

常景の友人として記録があり、また、本論でも見られる李騫の伝(『魏

書』には、「著する所の詩賦碑誄は、別に集録有り」とあるように、当時の文人は墓誌銘だけを作ることを専門にしていたのではないと思われる。更に『魏書』高閭伝に「承明初、中書令と為り、給事中を加え、委ねるに機密を以てす。文明太后甚だ閭を重んず。詔命檄碑銘贊頌は皆なその文なり」とあるのも同様で、詔命も碑銘も一人の人物が作成している。経学や詩などの教養を身につけた結果、撰文の能力が備わり、広く文書を作成していたと思われる。

本論で登場する人物と常景の接触の様子は、『魏書』『北史』等の伝に見ることができる。その一部をあげてみる。

① 邢子才―孝莊帝の北魏歴代の皇帝・皇后の廟名について、臣下の意見を聞き入れたことについて、黄門侍郎常景と中書侍郎邢子才の企てであった。〔魏書〕太武五王列伝)

② 袁翻―正始初めに、金墉中書外省で律令を論じたときに、袁翻、門下録事の常景、孫紹、張虎、堅固、高綽、邢苗、程靈虬、元龜、祖瑩、宋世景、李琰之、公孫崇らが参加した。〔魏書〕袁翻伝)

③ 孫紹―門下録事の孫紹は、常景らと律令を修めた。その後、孫紹は中書侍郎となった。

④ 李琰之―若くして談論をよくし、経史百家で閲覧していないものはないものはない。常に「崔光は博であるが精ではなく、劉芳は精ではあるが博ではない。私は精かつ博であり、学はこの二氏を兼ねている」と言っていた。自らの文書を誇りにしていたが、従妹兄の常景は笑って許さなかった。元延明は博聞多識であったが、疑問があれば常に李琰之の分析に従った。〔魏書〕李琰之伝)

⑤ 李塞―裴伯茂の死語、友人の常景、李渾、王元景、盧元明、魏季景、李騫ら十余人が墓の傍らで酒を飲みながら各々詩賦一篇を作った。

〔魏書〕裴伯茂伝)

⑥ 温子昇―温子昇が元淵の賤客であったときに、常景が侯山祠堂碑文を見てよいと思ひ、淵を訪ね「いつ頃から温子昇にまみえた」のだと聞

いた。淵はこれを怪しみ問うたところ、常景は「彼は大才子だ」といったので、この人物を知ることになった。後に、元顥に拔擢されて、中書舎人となっている。〔魏書〕温子昇伝)

⑦ 裴讓之―幼い時から儒学を好み、太学博士となった。常景に書物百卷を借り、十日ばかりで返却した。景は読んでないのではないかと疑い、毎巻の内容を確認したが、応答に抜け落ちはなかった。楊愔が闔門を改葬させたときに、十あまりの墓誌を作らせたが、見るべきものがあった。その名が洛下に知れ渡った。〔北齊書〕裴讓之伝)

それぞれの省において、常景のような教養ある人物が、能力のある若者を登用して属官にしようとしていたことは予想できる。鄭欽仁氏が「国家の策門秀挙のことは、中書省に帰す。中書監には推挙の権限があった」と指摘するように^(注十三)、中書省自身にその権限が与えられ、有能な人材を推挙していた。その選定基準が優れた文章的能力を持った者であることも間違いあるまい。このような能力を有する人物が、ある時は皇帝の側近として、あるときは文学あるものの友人として墓誌銘を作ったことは当然のなりゆきとも言える。

おわりに

墓誌銘が北魏末期になって急に増加することはしばしば指摘されることであるが、その理由については、川本芳昭氏が「胡族漢化の一表徴」と指摘されるように、洛陽遷都後の急激な変革と関連している^(注十四)。このことは、墓誌急増の提要であるが、細部を論じようとすると行き詰まりの感があった。例えば、大量の墓誌を作製するにあたり、どのような仕組み（誰が依頼し、誰が撰文し、誰が書したのか等）が取られてきたのか、あるいは北魏の同じような身分の者でも、墓誌を作る者とならない者がいることはどのように考えたらいのかという疑問については、現在まで十分な説明ができない。

北朝での墓誌は、その後の隋唐時代にも受け継がれ、形式としては大きな変化がない。川本氏が「本来、その原型を生み出した漢民族の国家

によってではなく、異民族国家たる北魏の下で行われ、その形式が隋唐諸制の祖型となっている」と指摘して(注十五)、北朝国家の滅亡の後も、作製のメカニズムは受け継がれていると思われる。

墓誌銘の作成者については、従来より不明な部分が多い。撰文者として記録がある常景を手がかりにして、その分析を行うと、中書省や門下省に常景と同じような文学的な素養の高い文士が集まっており、当人やその周辺の人物にも墓誌が多く作られていることがわかった。

墓誌を作った人物が誰なのか、あるいは、墓誌はなぜ作られたのか、という従来からの疑問に対しては直接的な解答を導くことはできなかったが、墓誌作製の端緒の一つが中書省あるいは門下省から発生しているのではないかとこの仮説には一筋の可能性が見いだせたと思う。

墓誌銘の撰文者についてであるが、問題も多く残されている。墓誌銘が誌と銘で作られているとすると、墓誌銘の前半部分、つまり、誌の部分は、誰が作ったのか。すべてを一人で作ったとは限らない。銘(四言詩)が本当にすぐれているのかという検証も必要である(注十六)。更には、文書の揮毫は誰が行ったのかという問題も残されている。今後も注意深く検討したい。

【注】

【注一】馬立軍「北朝墓誌作者考論」(黒竜江省文学芸術界連合会『文芸評論』二〇一一年二期)、魏宏利「北朝墓誌之撰人及其相關問題」(『宝鶏文理学院学报(社会科学版)』第二九卷第五期、二〇〇九年)等。また拙稿「卒年・葬年から見る墓誌作成の過程―魏晋南北朝時代の墓誌銘の文末記録に注目して―」(『望岳室古文字書法論集』、萱原書房、二〇〇六年、一三九―一五六頁)も①兄弟・子孫、②家臣・友人、③他人の三分類を試みた。

【注二】鄭欽仁『北魏官僚機構研究統編』(稲禾出版社、一九九五年、四頁)には「北魏中央に五省あって、その尚書部分は、既に嚴焯田氏の考論があるが、その他の四省の性質については、中書は秘書に近く、集書は門下に近い」と指摘している。

【注三】本論で最も注目する官職に「中書舍人」がある。見かけ上は中書省の

下級官吏であったが、宣武帝の時期には舍人省という省があったようである。ただし、他の五省のように独立した組織ではなかったという疑いが強い。この舍人省という名称は、他の五省と比較しても歴史上表れる回数が少ない。『魏書』では、外戚伝と靈徵志の二カ所に見えるだけである。しかし、注二の鄭氏は「世宗の時には舍人省があり、省は西廊より太極伝に接するところにあった。舍人省は太和十七年の遷洛後に置かれた」としており、他の研究者も同様の見解を示す者が多い。このため、中書舍人については、中書省の官僚としても、舍人省の中心としても注目することにした。

【注四】墓誌が作製され埋葬される過程を考えると、墓主の身分・経歴だけが問題になるのではない。墓主の妻子や交友のある人物にも注目しておく必要がある。また幼くして死去する場合は、父が埋葬をする場合もある。このため、墓主を中心として一族を観察したい。

【注五】鄭欽仁氏は「中書舍人は国家の機密を知り、権力は拡大の現象を免れなかった。肅宗の時、中書省長官(中書監・令)、副長官(中書侍郎)等の職権を奪った」とある(注二の一〇三頁)。また、陳琳国は「宣武帝以後、中書監・令はすでに虚銜であり、詔命の権利は舍人省に落入させた」としている(『魏晋南北朝世政治制度研究』、天津出版社、一九九四年、一七七頁)という指摘もある。これらは、『北史』陽尼伝の「是れに先んずること、中書は綸言を専主するも、魏の宣武已来、事は門下に移る」とあることを踏まえている。東魏になるとまた状況は一変し、『北齊書』崔季舒伝に「文襄は中書監と為り、門下の機事を移し、総て中書に帰す」とあり、再度詔勅の権利を取り返したと思われる。北朝の北魏・東魏・北齊が墓誌作製の中心となっているが、これらの王朝では、それぞれの省の力関係が変化している。

【注六】二つの墓誌に共通に見られる葬儀を「監督」「監護」するのは、大鴻臚に関連する役職が多い。しかし、この役職は、後に記述する墓誌作製の拡大には関連していないようである。

【注七】呂宗力編、北京出版、一九九四年、一五〇頁

【注八】『魏晋南北朝官僚制研究』(汲古書院、二〇〇三年、一一二頁)

【注九】注一の馬氏論文は、北朝墓誌から用例を約八十拾い出し、分類している論考である。氏は、一類を作者の署名があり身分が明確なもの、二類が作者

の姓名がわからないもの、身分がわからない者、三類は作者が断定出来ない者である。これに関しても、グループ分けは従来の手法と変化がない。

〔注十〕注二の九六頁

〔注十一〕注五の陳氏は『魏書』高閭伝に中書令に任命された高閭が「詔命檄碑銘贊頌は皆なその文なり」とあり、孝文帝が「卿は中書監たり、職は文詞を典る」という記述があることから「中書省は文詞を掌る機構であり、詔命檄碑銘贊頌の類は文詞の範囲内に属する」としている（一一六頁）。

〔注十二〕「北齊の中書舎人について―顔之推、そのタクチクスの周辺―」（『東洋史研究』第五三巻二号、一九九四年七七頁）。同様の指摘は、川本芳昭氏が「孝文帝の親政時には孝文帝から信任されていた中書省の官（漢人士大夫）が門下系統の官に遷るということがみられるわけであるが、孝文帝の親政時より前の時期にあたっては中書省の官から門下省の官に遷るといことはほとんどなかった。なかでも中書侍郎であった者が給事黃門侍郎になるという例は、管見の及ぶ限り、高祖の親政より前の北魏の歴史を通じて僅かに一例しか見出せないのに対し、親政以後では急増しており、遷官のひとつのパターンとして定着していることが窺われる。以上は孝文帝の改革によって従来北族中心に運営されていた門下省に漢人士大夫が進出し、内朝の構成に変化が起こったことを推測せしめる。」と指摘している（『魏晋南北朝時代の民族問題』汲古書院、一九九八年、二一〇頁）。川本氏の指摘に従うと、常景が中書舎人から給事黃門侍郎に移動したのは、このような流れを受けた漢族の内朝進出の一例ではないかと思われる。

〔注十三〕注二の二七頁

〔注十四〕『魏晋南北朝隋唐時代史の基本問題』（汲古書院、一九九七年、一〇〇頁）

〔注十五〕注十四と同じ

〔注十六〕嘉瀬達男氏には、楊雄が作成した誄文についての共通性を検討した研究がある。氏は、「孔子誄」と「柳下惠誄」について、句の字数、押韻、助字等を検討して、二篇に共通性が見いだしにくいことを指摘している（楊雄「元后誄」の背景と文体、『学林』二〇〇八年号、二〇〇八年、一一二頁）。本論を検討するに当たっては、常景が作ったとされる四言詩部分についての特徴把握

や使用する用語について、他の墓誌銘との比較を行ったが、明確な共通性が見られる作例は見いだせなかった。

この論考は、全国大学書道学会 平成二十四年度京都大会での口頭発表資料に加筆・修正を加えたものである。茨城大会では、司会の大橋修一先生をはじめ、浦野俊則先生、橋本栄一先生からご助言をいただいた。心より感謝申し上げます。口頭発表時の質疑応答については、可能な限り再検討をし、本解決できていない課題も多く残されていることも事実である。大橋先生からご指摘いただいた「常景」鐫金石而為誌」についてであるが、北朝墓誌銘中には「鐫石」「鐫志」「鐫記」「鐫銘」「鐫声」「鐫志」等二百近くの用例があるが、北魏の王普賢墓誌銘に「鐫德累徽」とあるように「墓主の業績や偉大さを子孫孫に伝える」も含まれていると思われる、撰文者が彫刻までも担当したとは考えにくいと思われる。また、浦野先生にご指摘いただいた「文体論」については、大会後、韻文の文体論についての先行研究についての調査を行ったが、韻文の中でも細分化が進んでいることがわかった。例えば、甲斐勝二氏は『文心雕龍』に記載される文体を五種に分けている。これによると、「詔、策、章、奏」「賦、頌、誥、讚」「銘、誄、箴、祝」のような分類を行っている（『文心雕龍』の基本的性格）、『中国文学論集』十一巻、一九八二年、七一頁）。また、常景の作品には南朝の文風があると指摘する研究もある（曹道衡「再論北朝詩賦」『社会科学战线』一九八五年一期、二三〇頁）。本論でこだわった常景の作品分析については言うまでもないが、墓誌の四言詩部分についての文体についても、更に深度の深い検討が必要である。改めて論考する機会を作りたい。また、橋本先生からご指摘いただいた「墓誌の形」「墓碑、墓誌碑、墓誌の関連性」については、拙論「六朝墓誌の形式についての試論―正方形の有蓋墓誌が完成する過程を追って―」（『全国大学書道学会』平成十三年度号、平成十四年三月）で検討した以上の考えは持っていない。これらのご指摘を念頭に置きながら、今後の研究を進めたい。

この研究は、基盤研究（C）一般「中国南北朝時代の墓誌銘と造像記の接点」（課題番号：22520717）の成果の一部である。

愛媛大学教育学部・教授